

倉敷市立第五福田小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- 本校では、双方の誤解や自分の思いをうまく伝えられないことが原因で、トラブルになるケースが多い。トラブルからいじめにつながらないようにするためにも、トラブルの原因に目を向け、解決していくことが大切である。また、トラブルの解決方法やいじめの早期発見、適切な対処のための職員研修の充実も必要である。また、新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別から、いじめが生じる可能性についても留意して指導する。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会では、校長、教頭、教務、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等が、それぞれの立場から効果のないいじめ問題の解決のための取組を行う。そして、職員会議で全職員が共通理解し、情報交換を行う。

〈重点となる取組〉

- 「いじめは、あるもの」であるという前提のもと、職員全員が児童をしっかりと観ていく。具体的な対策としては、年に2回、教育相談旬間を設け、一人ひとりの個人面談を行ったり、月に1度アンケートを行ったりして、児童理解・いじめ早期発見を図る。
- えがお集会を運営委員会が企画・運営し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かしていく。学校ホームページに掲載し、周知していく。 地域の方々の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 	<p>いじめ対策委員会</p> <p>〈いじめ対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中心的役割 <p>〈いじめ対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間3回(学期ごと) いじめの事案が起こったとき。 情報交換は生徒指導連絡会(毎月1回)や終礼 <p>〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員会議や終礼で全職員に周知する。 <p>〈いじめ対策委員会の構成メンバー(ケースによって検討する)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 校外 カウンセラー、学校運営協議会委員、PTA 会長 校内 校長、教頭、教務、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭 	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会 倉敷市教育委員会 <p>〈連携の内容〉</p> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長、教頭 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 水島警察署 ・ 児童相談所 子ども相談所 ・ 青少年育成センター <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前授業の実施、定期的な情報交換 補導の依頼 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教員研修) 教職員の指導力向上のための研修として、今までの経験事例をもちよって研修・協議し、本校の児童の実態と照らし合わせて今後の取組を考える。</p> <p>(児童会活動) いじめについて考える週間において児童会が企画・運営する「えがお集会」を開き、いじめ防止の意識を高める。</p> <p>(居場所づくり) 毎日の生活で児童が安心・安全に学校で生活できるような学校づくりを進める。</p>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の実態を把握するために、一緒にいる時間を意識して多くとり、授業中や休み時間でも積極的に関わっていくことに努める。 月に1回程度のアンケートをとったり、年2回の教育相談を行ったりすることで、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談できたりできるような体制を整える。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認・組織的対応の検討) 児童がいじめを受けているとの連絡を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。そして、組織的に対応をするため、いじめ問題対策委員会を開催する。</p> <p>(いじめられた児童への支援) いじめられた児童が安心して生活できることを最優先に、支援を行う。</p> <p>(いじめた児童への指導) いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、児童周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。</p>

倉敷市立第五福田小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 基本方針・指導計画の確認 ○いじめ問題対策委員会 ○情報交換 (生徒指導連絡会)	○学級づくりの取組 ○特別の教科道徳による指導・育成	○個人懇談 ○アンケート	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 ○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
5月	○情報交換 (生徒指導連絡会) いじめ問題に関する情報交換 ○PTA人権教育研修会	○特別の教科道徳による指導・育成	○Q-U 1回目実施、アンケート	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
6月	○情報交換 (生徒指導連絡会) ○学校運営協議会 ○PTA人権教育講演会	○いじめについて考える週間 ・仲良しの花(人権部) ○特別の教科道徳による指導・育成	○アンケート 必要に応じて教育相談(生徒指導) ○担任による教育相談	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
7月	○情報交換 (生徒指導連絡会)	○特別の教科道徳による指導・育成	○個人懇談 ○アンケート	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
8月	○職員研修 ・早期発見・児童理解方法 ・解決方法			○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導) (2学期に向けて)
9月	○いじめ問題対策委員会 ○情報交換 (生徒指導連絡会)	○特別の教科道徳による指導・育成	○アンケート	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
10月	○情報交換 (生徒指導連絡会)	○特別の教科道徳による指導・育成	○アンケート	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
11月	○学校運営協議会 ○情報交換 (生徒指導連絡会)	○特別の教科道徳による指導・育成	○アンケート	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
12月	○情報交換 (生徒指導連絡会)	○特別の教科道徳による指導・育成	○個人懇談 ○Q-U 2回目実施、アンケート	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導) (3学期に向けて)
1月	○情報交換 (生徒指導連絡会)	○特別の教科道徳による指導・育成	○いじめの実態把握アンケート 必要に応じて教育相談(生徒指導) ○担任による教育相談	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
2月	○情報交換 (生徒指導連絡会) ○学校運営協議会 ・1年間の取組の反省	○いじめについて考える週間 ・ありがとうカード(人権部) ・えがお集会(児童会) ○(非行防止教室 高学年部) ○特別の教科道徳による指導・育成	○アンケート	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)
3月	○いじめ問題対策委員会 ○情報交換 (生徒指導連絡会)	○特別の教科道徳による指導・育成	○アンケート	○アンケート結果による検討・共通理解・必要に応じて対処(生徒指導)

年間を通して、行う取組

- 毎月の生徒指導連絡会や終礼による情報交換(職員間)
- 特別な教科道徳による指導・育成
- 担任による児童の実態把握・支援(毎月の生活アンケート実施)